

藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金交付要綱

制定 令和 7 年 2 月 2 8 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高騰により、運営に影響を受けている市内介護保険サービス事業所を対象に、事業所が安定的にサービスを提供できる体制を確保することを目的に、事業継続に向けた支援として、藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）に定める事業所のうち、別表のサービス種別等欄に掲げるサービスを提供する市内に所在する事業所をいう。

(2) 利用定員数

交付申請時点において、指定権者に届出を行っている利用定員数をいう。

(交付対象者)

第 3 条 助成金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業所を運営する事業者のうち、市長が適当と認めた者とする。

(1) 令和 7 年 2 月 1 日以前に神奈川県又は本市の指定を受けて、申請日時点において、現に運営している事業所であること。

(2) 法第 7 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされる保険医療機関は、次のいずれかに該当するものに限り支給の対象とする。

ア 令和 6 年 4 月から 1 2 月までの提供分における藤沢市からの介護報酬受領額が 8 0 万円を超える事業所であること。

イ 申請日において、開設後の営業月数が 1 2 か月に満たない保険医療機関にあつては、令和 6 年 4 月以降に受領した藤沢市からの介護報酬受領額の合計を営業月数で除し、これに 9 を乗じて得た額が 8 0 万円を超えるもの

(3) 事業者の事業計画上、申請日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は事業の休止（届

出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。)をせず、運営を継続する予定の事業所であること。

- (4) 同一所在地で障がい福祉サービス事業所を運営している事業所においては、藤沢市障がい福祉サービス事業所物価高騰対応助成金の交付申請を行っていない事業所であること。

- 2 前項の規定に関わらず、事業所を運営する事業者が、本市に納めるべき市税を滞納している場合は、助成の対象としない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訪問系事業所及び通所系事業所

別表のサービス種別等欄に定める事業所ごとに、同表の助成額(月額)欄の額に、令和6年度の運営予定月数を乗じた額とする。

- (2) 入所・居住系事業所

別表のサービス種別等欄に定める事業所ごとに、助成額(月額)欄の額に利用定員数を乗じた額に、令和6年度の運営予定月数を乗じた額とする。

- 2 前項に規定する運営予定月数は、月の途中において事業所の運営を開始する場合は、当該月を運営予定月数に含めないものとする。また、法に基づく指定取消等の処分を受けている事業所等については、当該処分期間中を運営予定月に含めないものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。ただし、交付を決定した場合の通知は、申請者が指定する金融機関の口座への助成金の振込みをもって代えることができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成金交付の決定をする場合において、次のとおり指示又は条件を付けるものとする。

- (1) この助成金の執行が確認できる帳簿等証拠書類を整備し、交付決定日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) この助成金の執行について行う調査、指示又は報告の求めがあった場合は、それに協力すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により助成を行うことを決定したときは、交付を決定した日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

(報告及び調査)

第8条 市長は、助成金の適正な支給のため必要があると認めるときは、交付対象者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、第6条の規定による交付決定を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の条件又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金交付決定取消通知書(様式第3号)により、当該取消しに係る交付対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、助成金の取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(利用者への還元)

第11条 この助成金の交付を受けた者は、助成の趣旨に従い、利用者への経済的還元に努めるものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る支援金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

別表（第2条関係）

区 分	サービス種別等	助成額（月額）
訪問系事業所	居宅介護支援 介護予防支援 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 訪問型サービス	1事業所当たり 4,000円
通所系事業所	通所介護 通所リハビリテーション 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 通所型サービス（定員19人以上）	1事業所当たり 20,000円
	認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 通所型サービス（定員18人以下）	1事業所当たり 13,000円
入所・居住系事業所	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 特定施設入居者生活介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員1人当たり 3,000円

（備考）

- 1 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定型に限る。）を含む。
- 2 介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。

- 3 訪問型サービスと訪問介護、通所型サービスと通所介護又は地域密着型通所介護の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として扱う。
- 4 福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として扱う。
- 5 事業所の空床を用いて実施している短期利用については、助成の対象としない。
- 6 法第71条第1項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされる保険医療機関は、次のいずれかに該当するものに限り支給の対象とする。
 - (1) 令和6年4月から12月までの提供分における藤沢市からの介護報酬受領額が80万円を超える事業所であること。
 - (2) 申請日において、開設後の営業月数が12か月に満たない保険医療機関にあっては、令和6年4月以降に受領した藤沢市からの介護報酬受領額の合計を営業月数で除し、これに9を乗じて得た額が80万円を超えるもの

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金交付申請書兼請求書

藤 沢 市 長

藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金について、次のとおり申請(請求)します。
なお、交付決定をしたときは指定口座に振り込んでください。

1. 申請者

【法人情報】

法 人 所 在 地	
法 人 名	
法 人 代 表 者 職 氏 名	

【事業所情報】

事 業 所 番 号	
サ ー ビ ス 種 別	
事 業 所 所 在 地	
事 業 所 名	
事 業 所 代 表 者 職 氏 名	

2. 申請内容

利 用 定 員 数		人	※利用定員数は、入所・居住系サービスのみ入力
助 成 額 (月 額)		円	
運 営 月 数		月	
交 付 申 請 額		円	

3. 同意・誓約事項

次の全ての事項について、誓約・同意します。

- (1) 交付審査のために必要がある場合は、市長が市税の納付状況の確認を行うことに同意します。
- (2) 交付申請時点において対象事業所を運営しており、令和7年3月31日まで事業を継続する見込みです。
- (3) 市税を滞納していません。
- (4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合やその他市長が不適当と認める事由が生じた場合等に、助成金の交付決定の取消しを受けたときは、助成金を返還します。

4. 指定口座

金 融 機 関 名		金 融 機 関 コード	
支 店 名		支 店 コード	
預 金 種 別	☐ 普通 ☐ 当座	口 座 番 号	
フリガナ 口座名義			

<申請に係る担当者及び連絡先>

所 属 部 署 等			
氏 名		連 絡 先	

年 月 日

所在地

事業所名

代表者氏名

藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金決定通知書

藤沢市長

鈴木恒夫

次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	☐ 交付 ☐ 不交付
助 成 金 額	円
交 付 に 係 る 指 示 ・ 条 件	1 この助成金の執行が確認できる帳簿等証拠書類を整備し、交付決定日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。 2 この助成金の執行について行う調査、指示又は報告の求めがあった場合は、それに協力すること。 3 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められるとき、助成金の交付の条件又はこの要綱に違反したときには、助成金の全部又は一部の返還を求める場合がある。
不 交 付 の 理 由	

(事務担当 福祉部介護保険課)

年 月 日

所在地

事業所名

代表者氏名

藤沢市介護保険サービス事業所物価高騰対応助成金決定取消通知書

藤沢市長

鈴木 恒 夫

次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	☐ 交付決定取消 ☐ 不交付決定取消 ☐ 交付決定一部取消
既 交 付 決 定 額	円
交 付 取 消 額	円
差 引 助 成 額	円
取 消 理 由	
交 付 に 係 る 条 件	1 この助成金の執行が確認できる帳簿等証拠書類を整備し、 交付決定日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。 2 この助成金の執行について行う調査、指示又は報告の求めがあった場合は、それに協力すること。 3 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められるとき、助成金の交付の条件又はこの要綱に違反したときには、 助成金の全部又は一部の返還を求める場合がある。

(事務担当 福祉部介護保険課)